

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する 法律案概要

1. 改正の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度の対象として、

- ① 高等専修学校
- ② 企業主導型保育施設
- ③ 一定の基準を満たす認可外保育施設

を追加すること。

【参考：現行の災害共済給付の対象】

- ・ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高校等）
- ・ 保育所
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 幼稚園型認定こども園（認可外保育施設部分）
- ・ 地方裁量型認定こども園
- ・ 特定保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）

2. 施行期日

平成29年4月1日